

4 ソフト施策

「3 特定事業とその他の事業」で示したハード整備の整備効果を高めるとともに、「おたがいさま運動」をはじめとしたソフト施策を設定し、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進します。



図 「おたがいさま運動」

出典) みんなで進めよう！「おたがいさま運動」(品川区 福祉部 福祉計画課)

(1) 人材育成と啓発活動の推進

①ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動に関する講座の推進

区では、区民・事業者・区職員を対象に平成22年度から継続して、「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」における取り組みとして、ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動に関する講座を開催しています。ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する基本的な知識とともに、車いすやアイマスクの体験等を通して互いに思いやり支えあうことの大切さを感じることができるものであると、参加者からも好評を得ています。

今後も、こうした学び、感じる場を通じてさまざまな世代や団体に対して正しい理解の浸透を図り、区全体で心のバリアフリーを進めます。



図 「おたがいさま運動」の例

出典) みんなで進めよう！「おたがいさま運動」(品川区 福祉部 福祉計画課)

②人材育成の推進

公共交通事業者や商業施設、団体の中には、サービス介助士やガイドヘルパー等の資格取得、バリアフリーや介助等に関する研修などを継続的に実施しているところがあります。また、障害者との意見交換や交流の機会を設けることで相互理解のできる人材を育成している団体もあります。

だれもが安全・安心して快適に移動やさまざまな活動が行えるよう、区は事業者などを中心に、引き続き、人材育成の取り組みの輪を広げる働きかけを進めます。

(2) 地域が一体となったマナーの向上

①放置自転車対策の推進

区では、高齢者や障害者等の安全な通行を確保するため、自転車等駐車場の整備、放置自転車等の撤去、放置防止啓発活動の3つの対策をこれまで継続的に実施し、その結果、平成27年度の放置自転車等の撤去台数は5年間前と比較して280台減の172台になりました。

放置自転車の解消には、区だけではなく、飲食店や銀行、集合住宅といった駐輪場が必要な施設の管理者としての取り組みや利用者のマナー向上など、地域が一体となった取り組みが必要です。

今後も、区は放置自転車等の撤去など3つの対策を引き続き実施するとともに、旗の台駅周辺などを中心とした放置自転車対策を地域の方と連携して実施していきます。

②道路の不正使用対策の推進

旗の台駅周辺地区において、安全で快適な歩行空間を確保するためには、立て看板や商品等の道路へのはみ出しなど、道路の不正使用の防止を強化する必要があります。

そのためには、道路パトロールを強化するとともに、必要に応じて警察や商店街等と連携し、啓発活動や是正指導を実施していきます。

(3) 商店街における「おもてなしサービス」の取り組みの推進

身近な暮らしの場である商店街において、小規模な店舗やコンビニエンスストアなども、だれもが安心して利用できることが必要です。建物のバリアの多くは、サービスやさりげない配慮で補うことが可能であり、多様なお客様の立場で考える「おもてなしの気持ち」が買物や食事を楽しめる環境を広げ、商店街の活性化につながります。

そのため、商店街において、障害のある方と一緒に買物や食事をしてどの場面でどのような応対が望まれているのかを体験する研修会の実施や、商店街の「おもてなしのチェックリスト」の作成など、だれにでもおもてなしの気持ちを持ってサービスできる商店街にする取り組みを進めます。

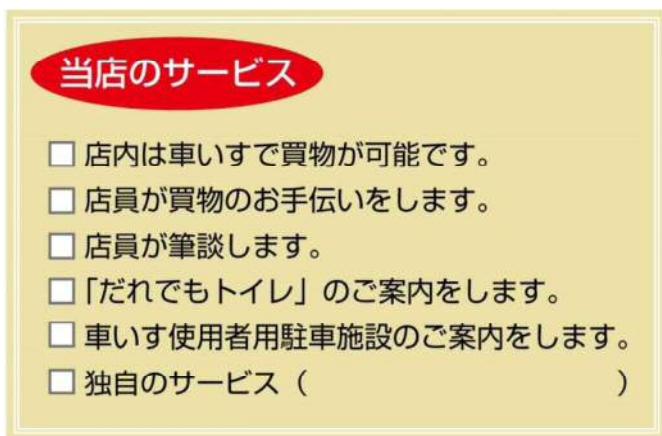


図 おもてなしサービスのチェックリストの例

出典)「みんながまた来たくなるお店づくり～だれにでもおもてなしのサービスを～」

(東京都福祉保健局省 生活福祉部 地域福祉推進課)

(4) バリアフリーに関する情報の提供

旗の台駅周辺地区におけるまちなかの移動・回遊の利便性を向上するためには、来訪者にわかりやすい情報提供が不可欠です。車いす利用者、乳幼児連れの方、高齢者、その他障害をお持ちの方などにとっては、トイレやエレベーターなどのバリアフリーに関する情報は非常に重要です。

来訪者が街なかを円滑かつ快適に移動できるよう、区では、ホームページを活用したバリアフリーマップなど、旗の台駅周辺におけるバリアフリーに関する情報提供について検討を進めます。

(5) その他の取り組み

①移動に配慮を必要とする人への理解促進

障害者をはじめ、移動に配慮を必要とする人の特性等を正しく理解することこそが、心のバリアフリーを推進する第一歩となります。

例えば、身体障害者補助犬法により認められている、公共施設や公共交通機関、飲食店、商業施設、病院などへの補助犬同伴の認知度の向上や「ほじょ犬マーク」の普及啓発などをはじめとした、移動に配慮を必要とする人への理解促進を進めます。

「ほじょ犬マーク」以外にも、公共施設や公共交通機関などで見かけるバリアフリーに関するサインやマーク（次ページにその一部を掲載）には、それぞれ意味があり、より多くの人が理解することが重要であるため、これらの区民への普及・啓発に努めます。

また、区では、外出時に何らかの支援が必要なときに周囲の方にご提示いただく「ヘルプカード」を配布し、その活用により、区民への障害理解を図ります。



図 品川区のヘルプカード

②バリアフリーへの取組気運の醸成

区・区民・事業者が一体となりバリアフリー化を推進するためには、全体での取り組み気運を醸成することが重要になります。

そこで、区では、区民や事業者の方たちの取り組み意欲を喚起するような仕組みや支援の検討・具体化を進めます。

しょうがいしゃ

こくさい

障害者のための国際シンボルマーク



障害のある方にとつて、利用しやすい建築物や公共交通機関であることを表す、世界共通のマークです。車いす利用の方だけなく、障害のあるすべての方のためのマークです。

もうじん

こくさい

盲人のための国際シンボルマーク



視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備、機器などにつけられている、世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。

ちょうかくしょうがいしゃ

聴覚障害者シンボルマーク



聴覚障害者を示す世界共通のシンボルマーク。耳の不自由な人が通訳などのサービスを受けられる場所で使われています。



こちらは聴覚に障害があることを示し、コミュニケーションへの配慮を求めるマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚障害のある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。

じどうしゃ うんてんしゃ ひょうじ ひょうしき

自動車の運転者が表示する標識



身体障害者標識 聴覚障害者標識 高齢運転者標識

障害のある人や高齢者が車を運転するとき、車に表示するマークです。

けん しんたいしおうがいしゃほじょけん

ほじょ犬（身体障害者補助犬）マーク



身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を受け入れる目印となるマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。

オストメイトマーク



オストメイト（人工肛門、人口膀胱を保有する方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。

ハート・プラスマーク



身体内部に障害がある方を表すマークです。心臓や腎臓などの内部障害や内臓疾患は外見からわかりにくいため、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。

マタニティマーク



マタニティマークは、妊娠婦の方であることを周りの方に知らせるマークです。このマークによって妊娠婦に対する思いやりと心遣いを求めています。

図 バリアフリーのサインやマーク

5 事業等の推進に向けて

本計画に基づいて進められる事業等の実効性を確保するため、「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（点検・検証）」「Act（改善）」のPDCAサイクルによる進行管理を行い、バリアフリー化に向けた取り組みを段階的かつ継続的に発展（スパイラルアップ）させることで、本計画に定めた基本目標である「すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」をめざします。

個別の事業の実施（Do）にあたっては、その設計や施工段階において、可能な限り利用者となる区民の参加を得ながら検討を進めることで、利用実態に即した整備に努めます。

事業等の点検・検証（Check）にあたっては、区民や関係事業者、関係行政機関等で構成される「品川区やさしいまちづくり推進協議会」を活用し、事業の進捗管理を行います。

点検・検証（Check）の結果をうけ、必要な事業の改善・追加等（Act・Plan）を行いながら、継続的・発展的なバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン社会を構築します。

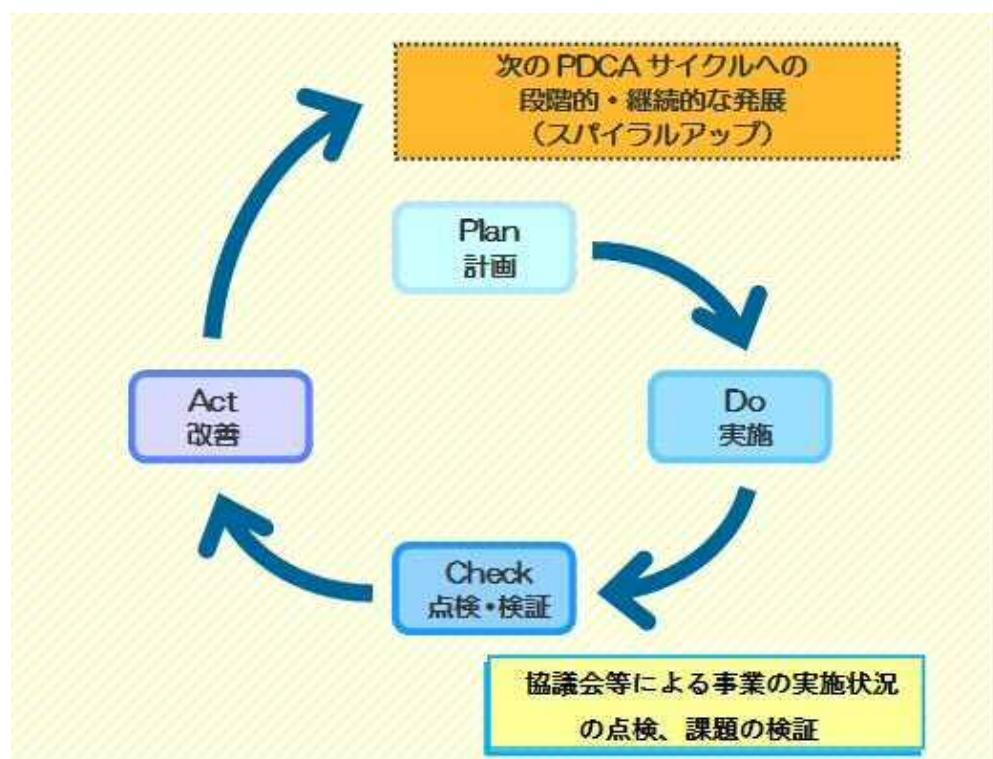


図 PDCAサイクルによるスパイラルアップのイメージ

また、本計画を推進するためには、次ページの図に示すように、区や特定事業の事業主体をはじめとした、区民（区民団体を含む）や事業者、関係行政機関等がお互いに連携・協働していくことが必要になります。

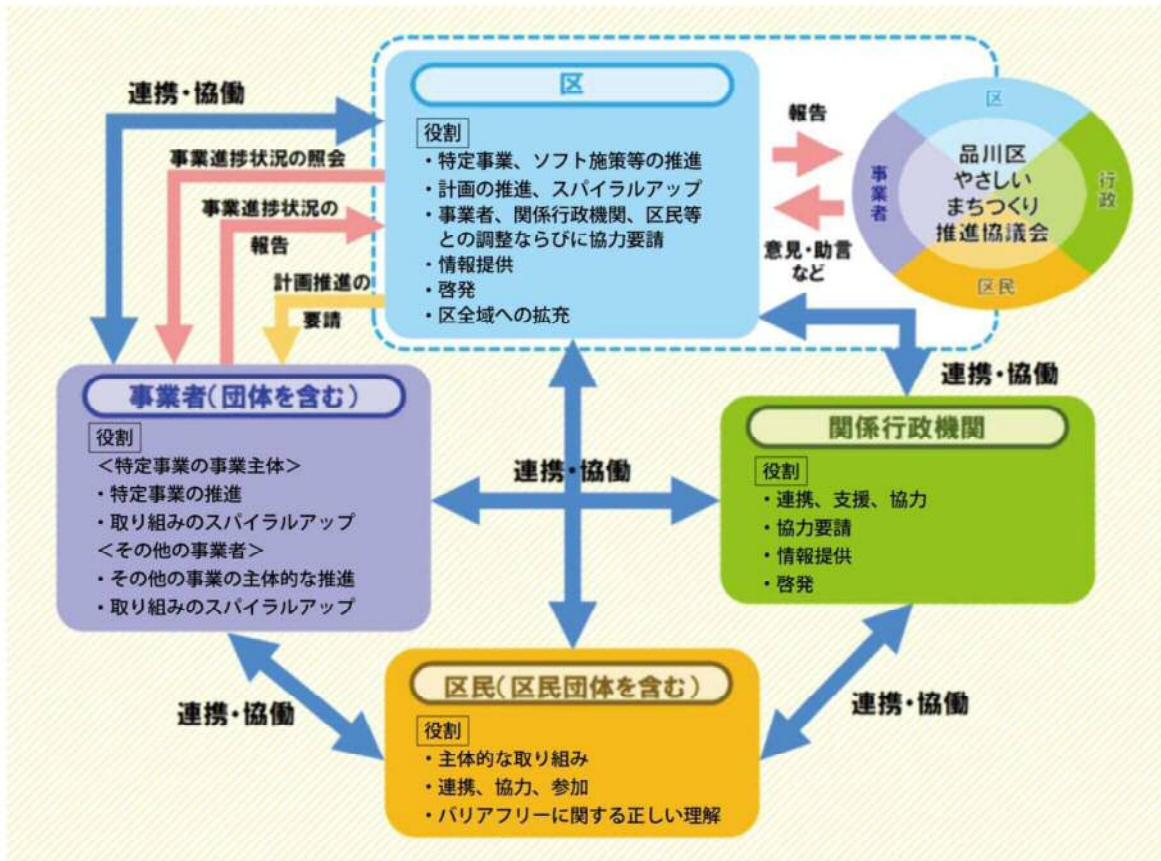


図 推進体制のイメージ